

1	第1 乙への搜索の適法性
2	
3	1 Aは、乙の身体を押さえ付けて、ポケット内を探り、覚
4	せい剤の粉末が入っていたビニール袋を発見している。
5	このAの乙の身体への搜索行為は適法か。このAの行
6	為が本件の搜索差押許可状に基づく搜索として許され
7	るかを検討する。
8	2 本件の搜索差押許可状は、搜索場所を甲の自宅であ
9	る「Xマンション101号室」としている。そこで、かかる「場
10	所」の令状をもって、搜索開始時にその場において、直後
11	にそこから逃げ出した乙の「身体」について搜索できる
12	かが問題となる。
13	(1) 法は、「場所」と「身体」の令状を区別しており(219
14	条1項)、裁判官もその区別に従って審査している。よ
15	って、「場所」に対する令状をもって、その場にいた者
16	の「身体」の搜索をすることは原則できないと解する。
17	もっとも、その「場所」にあった物を隠匿したことが合理
18	的に疑われる場合には、当該令状に基づく「必要な処
19	分」(222条1項、111条1項)として例外的に「身体」
20	への搜索もできると解するべきである。
21	本件ではAが搜索差押許可状を呈示して室内に入
22	ったところ、その場にいた乙が、テーブル上にあった物
	をつかみ、それをポケットに入れると、ベランダから外

1	に逃げ出している。乙がポケットに入れたのは、差し押
2	さえるべき物のうち「覚せい剤の小分け道具」の可能
3	性がある。したがって、乙が差し押さえるべき物を隠匿
4	したことが合理的に疑われる。よって、本件の搜索差
5	押許可状の執行に「必要な処分」として乙の身体に対
6	する搜索をすることは可能である。
7	(2) もっとも、乙は甲宅のベランダから外に逃げ出し、甲
8	宅から300メートルほど離れた路上でAから搜索を受
9	けている。このように搜索場所から離れた場所におい
10	ても、本件の搜索差押許可状の執行に「必要な処分」
11	として乙の身体に対する搜索をすることができるの
12	か。
13	たとえ搜索場所から離れた場所であっても、場所
14	に対する搜索差押許可状の執行のために必要であり、
15	かつ、裁判官が侵害を許可した場所とは異なる管理
16	権の侵害がないのであれば「必要な処分」として許さ
17	れるというべきである。
18	本件では前述のように乙の身体を搜索することは
19	本件の搜索差押許可状の執行のために必要である。
20	また、Aは路上で乙の身体を搜索しており、裁判官が
21	侵害を許可した甲宅とは異なる管理権の侵害がある
22	とはいえない。

1	以上により、甲宅から300メートルほど離れた路上
2	での乙の身体への搜索であっても、「必要な処分」とし
3	て許される。
4	3 よって、Aの乙の身体への搜索行為は適法である。
5	第2 乙の所持する覚せい剤の差押えの適法性
6	1 Aは、乙を覚せい剤所持の現行犯として逮捕し、その
7	覚せい剤入りビニール袋を差し押さえている。かかるA
8	の差押え行為は適法か。
9	2 本件の搜索差押許可状における差し押さえるべき物
10	には、覚せい剤が含まれていない。したがって、かかる
11	令状を根拠に覚せい剤を差し押さえることはできない。
12	3 それでは、「逮捕の現場で差押」(220条1項2号)をす
13	る行為として許されるか。乙は覚せい剤をポケットに入
14	れていたのであるから、「現に罪を行」っているといえる。
15	よって、乙を覚せい剤所持の現行犯として逮捕すること
16	は適法である(212条1項)。そして、覚せい剤を差し押
17	さえる「必要がある」といえる。
18	4 よって、Aの差押え行為は適法である。
19	以上
20	
21	
22	